## 券統計調査 別調査



## 平成25年8月実施!



厚生労働大臣が指定した調査区内の事業所のうち、労働者数が 1~4人 の事業所が対象となります。



<毎月勤労統計調査 特別調査とは?>

毎月勤労統計調査では、労働者5人以上の事業所を対象としており、この 調査でカバーされない労働者1~4人の事業所の状況を明らかにするため に、年1回7月分について、全国規模で特別調査を実施しています。

調査の結果は、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料とし て、行政施策の企画・立案に役立てられています。

統計調査員が、調査区内の全ての事業所を訪問し、労働者数が1~4人の事業所には 雇用内容について、調査票へ記入をお願いさせていただきます。

事前のご連絡なしに訪問しますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご回答をお願いします。 統計調査員は顔写真付き「統計調査員証」を携帯しています。

万一、統計調査を語る不審な電話や訪問がありましたら、大阪府 総務部統計課までお問い合わせください。





調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用 することはありません。

統計調査員や調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らすこ とは、統計法によって固く禁じられています。秘密の保護には万 全を期していますので、調査へのご協力をお願いいたします。

調査に関する詳しい内容は・・・

毎勤特別



[お問い合わせ先] 大阪府総務部統計課 勤労・教育グループ 06-6210-9200

2013年7月号

(毎月1回発行)



**大阪**村 大阪府総務部統計課 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 19 階 / 電話 06(6210)9196 統計課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/